

福島県スマートコミュニティ支援事業補助金  
交付要綱

(目的)

第1条 県は、再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進するため、再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギー設備（以下「再エネ設備等」という。）を導入し、これらが創出するエネルギーを地域で有効活用するスマートコミュニティの構築を検討する上で必要となる、地域のエネルギー需給に関する基礎調査事業を実施する県内市町村等、非営利団体（法人に限る）、又は民間事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

一 分散型エネルギー

エネルギーの需要地（消費地）近くで分散配置が可能な比較的規模の小さい発電設備や熱源機器全般によって供給される電気や熱等のエネルギーをいう。

二 スマートコミュニティ

再エネ設備等により創出された分散型エネルギーを、電力自営線や熱導管、蓄電池といったエネルギー融通を行うための設備を活用しエネルギー管理システムにより統合制御すること等により、地域の需要家へ効率的にエネルギーを供給するエネルギーシステム全般をいう。

(適用範囲)

第3条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第4条 知事は、事業者が策定した「事業計画書（様式第1の別紙1）」が、審査によって認められた場合に、当該事業計画書に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

2 交付の対象となる補助事業は、福島県内において別表1に掲げる事項について調査する事業とし、補助対象経費の区分は、別表2のとおりとする。なお、当該事業により得られた成果については、事業者が実施するスマートコミュニティ構築に係るマスタープラン策定等に有効活用するものとする。

3 第1項に規定する事業者が非営利団体（法人に限る）、又は民間事業者の場合には事業実施区域の市町村との共同申請とすること。

(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助金の額は、定額（ただし、5,000千円以内の額）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に次の各号に定める書類を添付して、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

- 一 事業計画書（様式第1の別紙1）
- 二 収支予算書（様式第1の別紙2）
- 三 市町村が策定した再生可能エネルギー導入又はエネルギー利用に関する計画
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による指令書により事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。
- 3 知事は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 知事は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならないこと。
- 二 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- 三 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- 四 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札等によらなければならないこと。

- 五 補助事業者は、知事が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事の指示に従わなければならないこと。
- 六 補助事業者は、知事が規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消したときは、これに従わなければならないこと。
- 七 補助事業者は、知事が規則第17条の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還するとともに、規則第17条の2第1項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。
- 八 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じなければならないこと。
- 九 補助事業者は、第10条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、知事に報告しなければならないこと。
- 十 補助事業者は、補助事業終了後、知事の求めに従い、補助事業の効果等を報告しなければならないこと。

#### (契約等)

- 第9条 補助事業者は、第8条第1項第4号の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、第8条第1項第4号の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
  - 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
  - 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

#### (計画変更の承認)

- 第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考え

られる場合

- イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - ウ 補助金の額に変更がない場合で、補助対象経費の20パーセント以内の増減額
  - 二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。
  - 三 補助事業の全部若しくは一部を他に継承しようとするとき。
  - 四 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更（中止・廃止）の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第6による実施状況報告書により、知事が指示する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が2月末日までに終了しない見込みのときは、2月末日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助事業の継承）

第14条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、第13条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の

決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額とする。

#### （補助金の支払）

第16条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

#### （消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。

#### （補助事業の経理等）

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （補助金調書）

第19条 補助事業者が市町村にあっては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第12による調書を作成しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

別表 1

調査事項
1 市町村（又は市町村内の特定地域）における再生可能エネルギー源の整理
(1) 再エネ設備等の導入状況把握
(2) 再エネ設備等の追加ポテンシャル検討
2 市町村（又は市町村内の特定地域）におけるエネルギー需要（消費）の把握
(1) 公共施設におけるエネルギー利用及び設備状況の把握
(2) その他需要家の状況調査
3 スマートコミュニティの事業モデル検討
(1) 候補地域、想定する再エネ設備等及び需要家の選定
(2) エネルギー管理システムの在り方検討
(3) 需要家の意向把握
(4) 事業規模及び実施体制の検討
(5) 実現に向け、更なる検討が必要となる課題等の整理
4 上記の外、スマートコミュニティ構築の検討に資すると期待できる事項

別表 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
業務費	業務費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		報酬・給料・職員手当	事業を行うために直接必要な職員に対する報酬・給料・職員手当をいい、報酬目的、給与明細、手当の内容、日数及び金額等が分かる資料を添付すること。
		社会保険料	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金	事業を行うために直接必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数分かる資料を添付すること。
		会議費	事業を行うために直接必要な会議のための茶菓料。
		旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
		手数料	事業を行うために直接必要な試験・検査手数料、収入印紙（許可申請に添付するもの）等をいう。ただし金融機関に対する振込手数料の計上は不可とする。
		委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託を要する経費をいう。
		使用料及賃借料	事業を行うために直接必要な機器・設備及び外部施設等の使用料等（賃借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。

		消耗品	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使用目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
		その他必要な経費	知事が承認した経費をいう。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき